

議長	事務局長	次長	係長	書記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全員協議会		
開会日時	令和 3年 10月20日(水)	9時00分	開会
	令和 3年 10月20日(水)	11時39分	閉会
場所	第1委員会室		
出席者数	在籍者16名中、16名出席		
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 敏博
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—
	—	—	—
欠席議員	—	—	—
説明のため 出席したもの	職名	氏名	職名
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係主査	日野 貴恵	國岡 浩祐

事項	<ul style="list-style-type: none">・開会・議長あいさつ・議長報告等<ul style="list-style-type: none">(1) 議会のうごき(2) 委員長等報告(3) その他・協議事項<ul style="list-style-type: none">(1) 災害時における議会体制について(2) 地域懇談会について(3) 議会運営委員会の傍聴について(4) 議場・委員会室の改修及び会議の開催について(5) 委員会記録の全文作成と公開について(6) 政務活動について・その他・議員間討議事項について
----	--

【開会前】

○石飛副議長 開会前ですが皆様にお知らせいたします。本日、全員協議会の撮影の許可をしておりますので、お知らせいたします。

1. 開会 【9:00】

○石飛副議長 ただいまから全員協議会を開会いたします。開会に当たりまして、議長より挨拶をお願いいたします。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長 皆さん、おはようございます。国の緊急事態宣言、そして広島県独自の規制も解除されました。かといって、コロナウイルスが終息したわけではありませんので、これからも、手洗い、うがい、マスクの着用をしながら、議員それぞれの議員活動、そして議会活動に専念をしていただきたいというふうに思います。今、安芸高田市にとって、新型コロナウイルス感染防止対策、そして8月豪雨における災害の復旧復興、これに行政としては全力を挙げて取り組まなきやならない喫緊の課題ということになります。そういうことも考えながら、今日の協議会でしっかりと議論をしていただき、皆さん意思統一をしながら、これから議会運営をしていただくようにお願いいたします。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長 それでは、会議日程に沿って議事を進めてまいります。
これより議長報告等に入ります。議会の動きについて、議長より御報告いただきます。

○宍戸議長 今日は特にありません。

○石飛副議長 ないようですので以上で議長報告を終わります。

(2) 委員長等報告

○熊高議会運営委員長 9月21日以降、2回ほど議会運営委員会を行っております。9月24日に、第3回の市議会定例会の運営について、そして18日、一昨日ですけども、議会運営委員会がありまして、この内容については、資料をお配りしておるものに基づいて、後ほど説明をさせていただきます。

○山根総務文教常任委員長 総務文教常任委員会は、閉会中の継続調査を要するものとして申し出ております事件について、生涯学習施設に関することについての調査を行うため、現在執行部との日程調査を行っております。昨日までは、今月中を希望しておりましたが、1か月後の11月19日午後1時半からの調査を行うこととしておりましたが、先ほど、事務局との調整の中で、これも教育長の日程が難しいということで、再度日程調整を行うこととなり、中で委員の皆様の御意見を伺いたいということで、この全員協終了後に、協議会をこの場に残っていただいて行うことと

いたしました。今回の継続調査、所管事務調査の内容につきましては、今月 13 日に報道がありました中国新聞、中国ワイドにて八千代の丘美術館の休館についてを予定しております。さらに、本日、B&Gのことについても報道がございました。それらについても協議会の中で協議してまいりたいと思います。

○大下産業厚生常任委員長

(なし)

○金行予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

議会広報特別委員会では今、第 71 号編集中であります。次の時にはほぼ、委員のほうで最終原稿をチェックしていくという流れになっております。本日は市政の動きですが、市長が 10 月広報あきたかたの市政の動きで、A4 一枚もので出された内容について、今後どう取り扱っていくかということで、議会広報特別委員の中で話し合いもしてまいりました。様々な意見が出て、一つは慎重にしっかり研究して書くべきだというところと、それから何もしないというところと、それから、議会広報特別委員会だけでは判断がしかねるので、全員の議員の皆さんのお見を聞くべきだということで、3 点話を伺ってまいりました。大きな考えだと思うんですが、一つは何もしないっていう抵抗も、それも抵抗の一つなんかと思うし、別に市長と議会が意思疎通が出来てないとか、全く対立するという意味では決してないんで、市長が今、何をおっしゃりたいかっていう広報あきたかたに書かれた内容を、どう今後判断するかというところだと思うんで、今の段階では議会広報では、皆さんの意見を聞きつつ、どういった方向にしていくかというところでまだ検討中であります。今後また議員さんの意見を聞きながら対応していきたいなというところで、今のところ検討しております。

○秋田監査委員

9 月 28 日に定例の例月出納検査を行いました。いつものように現金通帳、それから水道事業、下水道事業の出納検査を行いました。

○熊高芸北広域組合議会議員

(なし)

(その他の会議なし)

○石飛副議長

ただいまの委員長等報告で御意見・質疑ございますか。

(なし)

質疑がありませんので、以上で委員長等報告を終わります。

(3) その他

○石飛副議長

次に議長報告の(3)その他に移ります。皆さんから次回取り上げられたい案件や、協議の議題について意見があればお伺いします。何かございますか。

(なし)

なければ次に進みます。

4. 協議事項

(1) 災害時における議会体制について

○石飛副議長

協議事項に移ります。(1)の災害時における議会体制についてを議題といたします。議会運営委員長よろしくお願ひいたします。

○熊高議員

それでは資料がたくさんありますけども、例が分かりやすくするために、事務局がこの横の部分のですね、横書きの10月18日開催議会運営委員会における協議結果という、表横枠の表がありますけど、中身は項目、それから経緯、協議結果という左から順番に書いてあります。六つの協議事項という観点で書いてありますけども、これを、今の表に整理をしていただいておりますので、これをもとに説明をさせていただきます。

まず、1番の「災害時における議会体制について」ということで、これまで出ていた課題等の経緯を書いてありますが、議員間の共通認識をもとに、災害時における議会、議員活動を行う必要があるということをテーマに協議をいたしました。その結果右側の別紙、災害時における議会体制案を、今日提示をしております。この内容についてはまた事務局から資料に基づいて説明をさせていただきます。

それから2番の「地域懇談会について」これは地域懇談会の開催は、ワクチン接種後の状況により判断することとしていた。10月14日に広島県が感染拡大防止集中対策期間を終了したため、懇談会の開催について協議。結果としては、令和4年1月から2月、(定例会開催までに開催する)という方向で結論を出しました。内容についてはワークショップ形式によって開催するが、コロナウイルスの感染状況により、懇談会形式または出張相談形式に見直す。この内容についても、別紙に詳しく書いてありますので後ほど事務局から説明します。

3番の「議会運営委員会の傍聴について」市民、報道、委員外議員の傍聴の希望に対しその都度判断している。傍聴の許可をしないことを理解されないケースもあり、傍聴に関する考え方を整理する必要がある。委員会では休憩中に意見交換を行うことが多く、傍聴者の誤解を招くケースがあるほか、議会運営に関する情報を、議員(委員外議員)よりも、市民や報道が先に知るケースがあるということの課題がありましたので、協議結果は議会運営委員会の傍聴に関する運用の取組について、協議をさらに進めるということの結果になっております。

4番は「議場、委員会室の改修及び会議の開催について」議場、委員会室の会議システムは、平成19年から使用している。機器の耐用年数を超えており、システムに関する部品の一部は製造が終了されているものもあり、現状の会議システムと同等の機器に更新すれば、導入経費が非常に高い。市民から委員会のユーチュープ配信の要望もある。結果として、委員会、(議会運営委員会、議会広報特別委員会を除く)

の議場での開催のほか、委員会のユーチューブ配信システムの更新、ペーパーレス（タブレットの導入）について総合的に協議を進めていくということになりました。

5番目の「委員会記録の全文作成と公開について」委員会会議録のホームページでの公開を多くの議会が取り組んでおり、本市も議会の情報発信の充実の一環として取り組む必要がある。現在、委員会会議録は要点筆記であり、公開するには全文筆記に改める必要がある。協議結果は、委員会会議録のホームページの公開について、委員会のユーチューブ配信とあわせて、協議を進めていくということにしております。

6番の「政務活動について」先進地視察、及び研修会の参加等についてコロナウイルスの感染状況の動向を注視して、決定することとしていた。10月14日に広島県が感染拡大防止集中対策期間を終了したため、再度協議をするということで、結果は、先進地視察及び研修会の参加等を認める。ただし、県からの要請、移動先の感染状況や、都道府県が出す情報などを確認し、リスクが高い地域との往来や施設の利用は控える。各自が慎重に判断する。一定のガイドライン、指針を明確にする必要があるということで、事務局等とも協議をするようにしております。

以上6点について概要の説明をさせていただき、詳細については事務局から説明を求めたいと思います。

それでは協議事項の中で1点1点、進めていっていただきたいと思います。

まず、「災害時における議会体制について」ですが、これは、A4の横の資料、災害時における議会体制（案）をご覧ください。内容につきましては、前回、災害時における議会体制の素案ということで皆様にお示しをしたものがあります。それをご覧いただきながら、意見があればいただきたいということで、その集約結果をもとに10月18日に、議会運営委員会を開いて協議をしました。その中でいろいろな意見をいただいたが、それを整理したものがこの案になっています。整理をした後に、いろいろと箇条書になっておった部分もあります。その部分を短く文章をまとめて、分かりやすくしたものとなっています。この中で書体が変わってるものがありますが、例えば種別の2段目、「議会の災害対応」というところ、その内容の上の段については、書体が変わっています。これは18日の議会運営委員会の中で出てきた意見をもとに、協議をして新たに追加をしたというところのものです。

それから、下に下りて下から2段目、「避難所または災害現場等の確認」についても、その上の段もあわせて、内容の中でアンダーライ

ンを引いたところがございます。そこについても、書体が変わっているところについては、新たに追加したものとなっております。

それからさらに整理をしたものが裏面になります。2の「災害発生時における議会の動き」です。これは前回、お示しをさせていただいたときには、文言がそれぞれの枠の中に入っていましたけれど、これを見やすいように表に改めたものです。それから、追加したものについては、赤字で追加させていただいている。

それでは、朗読をしていきたいと思います。災害時における議会体制（案）、1、「災害発生時における活動の指針」です。種別、議員活動の原則、災害直前及び、初動期に（発生から3日後）においては、以下の地域活動を行うことを原則とする。3点あります。一つは避難場所への誘導など在宅家庭への支援活動、二つ目は被災者の救援活動、三つ目が復旧作業などの地域活動でございます。それから、次、行政の対応や他議員の活動に対する批判は行わない。それから、応急対応の時期には、執行機関と議会が協力して、目の前の課題解決を求める姿勢で臨む。

種別の二つ目、「議会の災害対応」です。二つあります。一つ目、議長は、本会議及び委員会の日程変更の有無について判断する。ただし、必要により、議会運営委員会へ意見を求めることができる。二つ目。被災直後に本会議または委員会を開く場合は、開催日、開催時期及び説明員の出席について配慮する。

種別の三つ目、「災害、被災状況の連絡」これも2点あります。災害、または被害に関する情報は、電話、メール、ファクス等により、議会事務局に提供する。ただし、2次災害の危険がある場合、または、被災者の生死に関わる緊急事態が生じた場合は、対策本部または災害対策支部に情報を提供する。※が二つあります。一つ、メール、ファクス等を送信した場合は、送信後に事務局へ着信の確認を行う。※二つ目、情報を提供する場合において、部長、課長及び支所長への取次ぎを求めない。2点目は、災害または被害に関する情報は提供することに徹し、優先的に対応を求めるなどの個別の要望・要請は禁止をする。

種別の四つ目です。「避難所または災害現場等の確認」これも、3点ございます。一つ目、避難所または災害現場の確認は状況の確認に徹し、現場での職員に対する指示や要望、要請は禁止をする。二つ目、本庁または支所に出向いての職員に対する指示や要望、要請は禁止する。三つ目、自身が被災する恐れのある災害現場の確認は行わない。

種別の五つ目です。「災害時または復旧復興時における課題の集約」、1点あります。災害時または復旧復興時における執行部の対応に関する

る課題等は、常任委員会単位で集約をする。

こういった内容になっています。それをまとめて表にしたものが、2の「災害発生時における議会のうごき」の中に示させていただいたものになっています。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから御意見がございますか。

○山本（優）議員

種別の3枠目と4枠目ですが、禁止するという言葉でくくってあるんですが、禁止等といったら罰則がつくことにつながるはずだと思う。ここは行わないという、表現にしたらいかがかと思うが、どうでしょうか。

○熊高議員

非常に厳しい表現になっています。このぐらい厳しく表現したほうがいいだろうという、これまでの中身を確認した上で、そういう言葉になりましたけども、その案を今日皆さんで協議いただき、その結果に基づいて最終的なまとめをするということなんで、御意見があれば出していただければと思います。

○石飛副議長

この点につきまして、何か質疑がありますか。

○山本（数）議員

この議員活動の原則から、下から2番目の現場等の確認までを読んだら、具体的に何もできるもんがないんじゃないかと思うんですが。

具体的な例でちょっとこれどうなるのかというのを聞いてみたい。家の前の土手が崩れたが見に来てくれないか。土手が埋まって、水路が崩れているような状態が起きてますね。そこまでは復旧作業などの地域活動を行ったと言ってできるかもわかりませんよね。1番上の次に、上から3番目の災害被災状況の連絡で、議会事務局に電話で実はこうだと言って、土手がずれて水路が埋まって、家のほうも水が来たりしているという連絡はできると思うんです。

担当部署へ行って直してもらうように言ってくれというのは、米印で、言えないということになると思うんですね。被災状況の米印で言えない。下から2段目の避難場所また災害現場の確認で、丸の真ん中の部分で、本庁または支所に出向いての職員に対する指示や要望要請は禁止する。直してあげてくれ、対応してあげてくれは言うちゃいけん。これじゃあ議員として、現場呼ばれたが何にも出来んということになると思うんですが、今、言った具体例で、いやそうじゃないんだ、そういう時にはここでこうすればいいんだと、打開策が見えるならないと思うんですが、そこら辺はどういうふうになるんでしょうか。

○熊高議員

前回お配りしたこの詳しい内容について出していただいて、追加もかなり出していただいて、そういうもののを見る中で、あくまでもここに書いてあるのは、取り次ぎをするとかいう次元じゃなしに、議員の役割、活動原則というのを示したものです。

例えば今、山本（数）議員がおっしゃったように、そういう現場が

あれば、例えば、議会運営委員会で主要な協議になったのは、吉田は別にして、各五つの町には支所があるんですね。だから支所は大きな窓口になるだろうと。だからそこを通して、状況を連絡して確認してもらう。その中で、執行部のほうに伝わるようにする。という形でやるのが、議会の議員としての行動原則になるべきじゃないかというようなところで、こういった書き方になっております。

決して、そういうことをするとかしないとかいうことじやなしに、どう伝えるかというのを、議会事務局を窓口にする、あるいは、支所との連携をうまくやっていく、この辺は執行部との協議も今後必要なんですけども、そういった方向でこういった文言で示しておりますので、そこは皆さんのがんばりを聞きながら、まとめていきたいというふうに思っております。

○山本（数）議員

種別の下から 2 番目、「避難所または災害現場等の確認」という部分で、丸が三つ書いてあるんですが、1 番下の災害現場の確認は行わないはもっともかと思うんですが、上の二つですね。これは絶対に熊高委員長が言わされたように、支所長のところへ行って、災害の話をし、最後にはどうにかしてくれというような言葉になったり、対策をお願いして帰るようにならうと思う。

そうした時に、支所長とは書いてないんですが、その職員に対して、指示や要望・要請は禁止することになった。ただ絶対出来んということになると思う。これは絶対に考えていただきたい。

8月6日の市長の通達で、職員や直接部課長には言ってもいいが、回答は市長からすると返事があった。これもちょっとややこしい。はっきり言ったら、我々は議会事務局を持っておって、そこに災害対策本部に出てもらっていると市長が言っているので、全部、事務局に要請行動などをみんな言って、事務局のほうから対策本部へ出してもらって、対応してもらう。もうこれに徹したほうが、これはいいのか、あれはいいのかということにならんと思う。

ただ、事務局は大変だと思う。そこら辺は、何とかなるだろうという状況は見えませんのでこれ読んだら、止められているということがあって絶対出来ないという結論になってくると思うんで、これらをよく検討してもらいたいと思います。

○熊高議員

まったく、山本（数）議員がおっしゃったようなことを中心に、議会運営委員会で 18 日協議しました。

その中で議会事務局を中心に、情報を受発信するというのを原則にしようと。ただ、議会事務局が受けたときに、支所で完結する場合もあるんじゃないかなと。だったら支所できちっと情報の交換をしたり、支所に行けばかなりのその地域の情報がわかりますんで、そこに行っ

て必要な議員としての情報の受発信をする、そういう形が望ましいんだろうということですね。

1番上の議員活動の原則というところにかなり則った形になりますので、そういった形を詰めていく中で、窓口を一本化しようというのが今回の目的ですから、そのために議会事務局を中心にやりとりすると。直接の要望とか要請とかは、議員の立場では言わないようにしようというのが原則なんですね。それが先ほど1番下から2番目のところに基本的には書いてある。

山本（優）議員のおっしゃったように、禁止するかどうかという文言については、一定のすり合わせが必要かもわかりませんけども、基本的にはこういうことを議員としてはすべきだというのが議会運営委員会の結論です。それは理解していただくしかないんですけども。

児玉副委員長、支所との関係を少しわかりやすく説明してあげてください。

○児玉議員

3年前の災害の時だったか、災害が起こると個別に電話で入ってきますが、結局のところ我々に入った情報を支所のほうにということで、支所に出かけていったら、支所の中を見ると大混乱ですよね。電話がパンパンかかってきて、恐らくその中で優先順位を決めてくっていうのは消防団が見回っていますから、消防団と支所長と会話をしながらこっちが優先だと。緊急じゃどこからも電話かかってきますから、そこでコントロールされながら順番づけしていますから、そこにある程度やっぱり判断を任してやるほうが非常にスムーズなんじゃないかなというのは、経験から思ったところです。そこに、また議員が入ってこっちを優先してくれとなると、船頭ばっかりがおるようになつて、かえって何か混乱していく。

そういう意味では、今、機能しておる消防団長と支所長との会話、すぐやる課が判断をされて、優先順位が決められていく。そういうところに従ったほうがいいんじゃないかということで、この前の議運では意見を申し上げました。

○山本（数）議員

児玉議員が言われることも分かるんですが、これを見たら、要は、要求・要請されたことが、職員・支所長には言えるようになってないんですよ。それはそれでいいんです。児玉さんが言うように、支所へ行けば大混乱で、ちょっと待ってくださいというような状況も多々ありますよね。

で、議会としての窓口はここなんだと。それでここへ言ったら、執行部の組織へ通じるという組織をつくってほしいと言っている。これ読んだら、そのようになつていな。どこがそれになるんか。該当するならば教えてほしい。

○熊高議員

お言葉を見ていただきたい。下から 2 段目のほう要望・要請という言葉ですよ。これは、議員が主体的に指示をしたり、あるいはこうしなさいということをしてはいけませんということなんで、情報を支所に提供するということは当然のことですよ。それをどう判断するかっていうのは執行部の立場でやるべきことだろうと。それを議員が主観的に判断をしてこうやったほうがいいんじゃないかと、こうやれと。いうようなことをすまいというのがこの下の 2 番目の枠の中ですよ。それをまず理解をいただきたいと思います。

○金行議員

山本（数）議員さんの意見も、私も議会運営委員会で聞いてそういう意見も出して。今、委員長言わされたように、支所に行くなではないんですよ。隣の方が流れたとか、情報は流さないと。情報を持って行って、あそこへ早くいけとか、ここへ行けとかいうのは控えてくれということだから、そこらを理解されたほうがいいと思う。

○山本（数）議員

下から 2 番目の、避難所または災害現場等の確認というのは、支所長はこれには含まれていないんですか。

○石飛副議長

議会の活動の指針ですから、災害対策本部とか職員の関係ではなくて。

○山本（数）議員

要は、この議会の災害時の対策についてはこういうふうに行動をとることが書いてあるんでしょ。職員へ指示や要望・要請はしないと。それから、何か支所へ行って言えといったら、支所行ったら支所長が職員ですよ。言つたらいけないじゃないですか。この職員へ要望・要請することは禁止するって書いてあるんだから、支所長へ言う事はいけないということになる。

○石飛副議長

暫時休憩いたします。

【暫時休憩 9：37～9：54】

○石飛副議長

では休憩を閉じて会議を再開します。

○南澤議員

1 点確認したい。災害発生時をどこまでと見るかということをちょっと確認しておきたい。川のブロックが削れてたりすることが多々あると思う。そこを職員さんに見に来てくれというような要望とかお願いをすることがあるが、それは雨や水量が随分落ちついた後になるかと思うが、この「災害発生時における活動指針」の中で、いつまでこの指示や要望を行わないようにするのかというのがちょっと見てこないところがあるので、いつからそういうことを職員さんにお伝えできるのか。常識だと思うんですけど、この災害発生時っていうのはどこまで有効なのかということを確認しておきたい。

○森岡事務局長

災害発生時というのはやっぱり雨の降り始めから増水して、被災があった。ただ終わりというのが、明確な基準というのではないと思いま

す。雨が降り止んで落ちついた状態になる。それから避難所の解除とか、災害が止まったような状況だというような考え方になると思います。

期間について、これが終わったから言ってくださいとかいうようなことはないと思います。市民から情報があったことについては、情報提供という形で情報を流す。それは必要なことです。行ってくださいねというのは、それは受けた側の担当の判断になると思います。いわゆるトリアージです。優先順位を決める。その中の判断になると思いますので、この期間内で、後で要望を伝えるというようなことではないと思います。

あとはこういった情報提供があったんですが、それについてはどうなったでしょうかという確認、それは要請ではないと思いますので、その確認をしても問題はないと思います。

○熊高議員

今、局長が言ってくれた通りで、支所なり事務局なり、あるいは、必要なところに連絡する時に、こういう状況なんでこういった確認をしてほしいと。状況に応じて確認ができる範囲でしてくれというような要望というよりか、確認をするための情報提供だというふうに受け止めたほうがいいと思います。

それともう一つ、どこからどこまでを災害にするかというのは、これはそれこそ議員としての心構えとしても必要だと思うんですけども、今、これだけ情報がきっちとしたものが出る。例えば天気の雨雲の動き方、こういったものはもう、五、六時間先まで、かなり確実なものが出来ますよね。それでどの山にどのぐらいの雨が降るというのもほとんど分かる。情報が全部手に入るんですね。あるいは河川の江の川なんか、増水の水位が変わっていくというのも情報全部あります。そういう経験も含めて、情報を駆使して、自分が議員としての情報を把握をして、市民に不安のないよう必要な避難をアドバイスするというようなのが、本来の議員の仕事じゃないかなと思うんですね。正確な情報をいかに市民に伝える。あるいは正確な情報で、自分自身がどんなふうに議員として動くかというところが、まず1番最初に来るんじゃないかなという気がするんです。

その上で、今までの判断をどこにするかというのは、本当に先ほど先川議員がおっしゃったように災害と大中小、あらゆる雨だけじゃないし地震もあるし、いろんなことがあるわけです。それこそ、北朝鮮からロケットが来るかわからんし、その状況を常に自分が想定して、考え行動することは、私たち議員それぞれに求められる時代じゃないかなと思う。それぞれが議員としての判断材料を持つとくいうのは必要だと思う。

その上で、こういったことを基本原則として動いてくということが、私たちに必要なんじゃないかと議会運営委員会でも話をしています。

○南澤議員

状況判断はよく分かるが、禁止する文言はこれから協議するとして、基本的には事務局に情報を伝えるという流れだと思うが、これが復旧の段階に入ったとき、いちいち事務局に言うんじゃなく、直接担当課に話したりすることって出てくる。

その切替えを今までだと、全て事務局に行くという流れになつてるので、どこでその体制を切替えて直接担当に話をするのかが、これを見る限りはないので、その緊急時っていうのは緊急とか災害発生中というのはどこまでなのかを確認しておきたいというのが私の意図です。

○熊高議員

発生後に近いようなタイミングだというふうに今、聞いたんですけども、これも基本的には事務局を通していくとか、今度は災害対策本部から復旧本部に変わったというような状況もあります。その辺のタイミングも含めて、基本的に直接ということは控えるべきだというふうに認識しております。ただそのためには、1番下の常任委員会単位でやりましょうということを書いてあります。だから例えば、関係する常任委員会に所属してなかつたら、常任委員長に話をするとかいうことも、議会としてまとまって行動するためには必要だろうということで、ここへ常任委員会単位で行うということを書いてあります。その辺の使い分けも必要だと思うんですよ。

○南澤議員

今の話だと、直接例えば壊れているところがあるとして、落ちついだ後に、担当部局にこういう情報がありますよっていうふうに言うんではなくて、情報を委員を通してとか、事務局を通してその情報を伝えてくれという流れになるんですか。

○熊高議員

情報を伝えるということだから、それは支所なり本庁だったら事務局だったり、事務局を通して、そんなふうなことだったらこういうふうにしてくれという話が、事務局長通してあればね。その判断はまた、対象のことにもよるし、いろんな状況が生まれてくると思うんで、基本的に窓口を一本化してこうというのが議会運営委員会での今の協議、最終着地点なんですよ。

他に色々なことがあると思います。だから原則をまず決めておこうということなんで、原則はわからんかったら事務局にまず聞いて行動してもらうということにしつければ、混乱も少ないんじゃないかと。全くなくなったことはないと思いますよ。原則論をまず作っていこうというのが議会運営委員会です。

○山本（数）議員

熊高委員長が言う窓口一本化というのは、これで言ったらどれですか。

- 熊高議員 それは書いてある。
- 山本（数）議員 支所へといふのはないと思う。今のこれで議会の対応と言ったら、災害・被災状況の連絡の一番上の欄の、災害または被害に対する情報は電話・メール・ファクス等により、議会事務局に提供する。これは一本化の指針じゃないんですよ。
- 石飛副議長 続いて読んでください。
- 熊高議員 3枠目の対策本部または災害対策支部、これは支所なんですよ。
- 山本（数）議員 わかった。
- 石飛副議長 はい、ほかに質疑がありますか。
- 田邊議員 「避難所または災害現場等の確認」の部分で、避難所または災害現場の確認は状況の確認に徹し、現場での職員に対する指示や要望・要請を禁止するとあるんですけれども、お名前を出して申し訳ないですけど、新田議員の前回の件に関しては、いわゆる指示や要請をされではなかったと思うんですけども、それでもその対応が駄目だという文書が市長から届いたということで、避難所の確認をするに当たっては、例えば前もって事務局に連絡を入れるとかそういうことは必要でしょうか。それとも、今までどおりこの文書のとおり、避難所に勝手に確認しに行くということは、問題ないというふうに捉えてよろしいんでしょうか。
- 熊高議員 そういったとこの確認が必要だと思います。ただ、こういった場でそういう意見があれば、整理をしておきたいと言いますが、基本的に、新田議員さんの部分については、国会議員が来られたので事前に言つていただければ、いろんな対応が出来ただろうと。そういう意味で、事前連絡とか、窓口を通してやってほしいということだったんだと思うんですよ。
- 避難所も、避難のタイミングにもよりますし、そういうことを配慮してほしいというのを、6月の定例会だったですかね。そこで言つたことが伝わってないということで市長が言う事を出したんだと思うんです。
- そこらは言われるように整理をしておく必要があろうと思うんで、そこらは意見としてどんなふうにするのがいいのかというのは、出していただいて、検討していただければと思います。
- 石飛副議長 今、田邊議員より避難所の状況確認に際して、前もっての連絡があったほうがいいんではないか、言葉に残しておいたほうがいいんではないかというような御意見をいただいたが、皆さんの考えはいかがか。
- 山本（優）議員 緊急災害時に、今から行きますからといって連絡入れること自体が、混乱を招く。だから自分が判断して、皆さんがどういう避難しているか見るためだけに行くということは、自分の判断でやるべき。部長や

課長や市長に今から行きますと聞いてから、そういう取次ぎをしていたら、それこそ混乱します。そこらは自分で判断して、どういう行動をとらないといけないかというのがここに書いてある。

○熊高議員

委員がおっしゃることなんですよ。ここにも書いてあるように、確認に徹しというふうに書いてある。だから、行つたらいけないと書いてはない。特に国会議員が来られたら、やはり構えます。そういう時には連絡をいただきたいということだったんだと思う。その辺は、ある程度の一定の整理をしながら対応できるようにするということだと思います。

もう一つ、気になるのは、議員で消防団員でもある人がいますよね。田邊議員と南澤議員かな。皆さん、だから消防団としての活動の時は議員の立場をどうするかというのも、非常に微妙な時が來るので、消防団員として動くときは消防団員としての動きになるんだと思う。その辺も、誤解が生じる場合もあるわけなので、それは該当される方がきちっと認識をされるべきだというふうに思う。

○児玉議員

避難場所なんかも災害が起るというのは異常ですから、指定していないところへ前回のときも逃げているんです。そういうことが近所から情報が入ってくるから、毛布を持ってってあげようとか、とにかくその場その場の判断になる。書き物がどうこうとかルールがどうだとか言うちゃおれんのです。近所づき合いか、町内で知り合っている人から、あそこへ逃げているらしいと聞けば、それじやあ行ってみないといけないと。そういうような判断は、その都度判断していく。そういうようなことを考えていいかないといけんのじゃないですかね。こういう災害のときになかなか、文書に書いてあるどうこういうことじやない部分がいっぱい起きますということだろうと思います。

○熊高議員

副委員長が言われたように、議員である前に一市民なんだとの認識があれば、そういう行動になるんだろうと、委員会中で副委員長もおっしゃってましたんで、そういったところがむしろ大事なことかもわかりません。

○石飛副議長

先ほど避難所の確認に行く場合の、前もっての事前連絡を、文字を残すかどうかですが、先ほどいろいろと御意見いただいて、書くことによっての不都合、出来なくなる状況を自分らで作る状況になるので、災害状況に応じて、各自しっかりと状況判断して行動をとって、現場へ赴くということでよろしいか。文字の追加はなしでよろしいか。

(異議なし)

では、ほかに何か質疑ございますか。

(質疑なし)

ないようでしたら、先ほど山本（優）議員から提案がありました、

個別の要望、要請の禁止するという言葉は、罰則規定に準ずるようなものなので、この表現を変えてはいかがかという意見をいただいた。皆さんの意見をいただきたいと思うがいかが。

○武岡議員

先ほど山本（優）議員がおっしゃったとおりで、行わないということでおろしいんじゃないかと私は思います

○石飛副議長

ほかに何か御意見は。

○芦田議員

控えるのが適切では・・・。

○石飛副議長

ほかに。意見はございませんか。

○大下議員

ここはほかの皆さんのお聞きしたいと思いますが。

先ほど山本議員が言われるように、行わないにしたほうがいいかもわからん。

○石飛副議長

ほかに皆さんのお聞きしたいんですが。

ここでちょっとと二者択一でね。この言葉、禁止するという言葉をやわらかくしたほうがいいと思われる方・・・。

○熊高議員

その前に事務方としても、見解をちょっと。

○森岡事務局長

事務方としてというかですね、やはり議員さんの協議の中で、皆さんのが共通してこれならいいというもので決めていただくべきものだと思っております。

○熊高議員

言葉がひとり歩きしたときにどうなるのかという判断をした上で、それこそ国語力が云々という話しになるけども。多数決をとるというか、行わないというほうがいろんな状況を考えたときにいいのか、控えるということならここは控えられなかつたから控えなきやいかんかったといってできるかもわからんし。行わないという言葉のほうが、全体の判断としていいのかどうかというようなことを、やっぱりきっとした上で、みんなが数で決めたらいいということではないと私は思ったんで。事務方の意見はということだった。

○石飛副議長

それでは活動の指針ではありますが、禁止するという言葉が本当に、議会条例などに罰則規定に値するかどうか、その辺は事務方としてわかりますか。これは指針ですよね。

○森岡事務局長

この「災害時における議会体制について」は、指針ということで決めてはいただくなが、これに従わないからといって罰則規定というところにまではいかないものとは思いますが、禁止すると書いてあるので、その禁止を守らなかつた人は、政治倫理に抵触することにもなってくる可能性は出できます。ただ、やわらかい表現になつてゐるから、それを従わなかつた場合、政治倫理に抵触する・しないというようなこともありませんので、やはり、これがあるなしにかかわらず、政治倫理に抵触するというのは絶対にあることです。

そういうことは皆さん思つていただきながら、ここは禁止するを行

わないので、表現がちょっとやわらかくなっただけで、内容は同じことだと思います。

○石飛副議長

事務方の見解をいただきましたが、再度お諮りしたいと思います。禁止するという言葉をやわらかく表現する、したほうがいいかどうか、お伺いしたいですが。皆さんの意見はいかがか。このままでいいという方。

○山本（数）議員

いやこれは柔らかい言葉に変えてほしい。控えるとか。

○熊高議員

控えると禁止の間ぐらいで行われたんで、そのぐらい落としどころじゃないかなという気がしますけど。局長がおっしゃったように、それである程度政治倫理に関わるというのは、もう当然、何にしてもあるわけですから。

○金行議員

異議なし。

○石飛副議長

個別の要望、要請は禁止するとありますが、下段も一緒ですが、禁止するという言葉を行わないという言葉に変えさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでそのようにさせていただきたいと思います。

ほかに何か質疑ございますでしょうか。

（質疑なし）

ないようですので、災害時における議会体制についてを終了といたします。

ここで 10 時 30 分まで休憩といたします。

【暫時休憩 10：19～10：29】

（2）地域懇談会について

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、懇談会についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

最初に議会運営委員会の委員長の説明がありましたが、補足として、資料の説明をします。資料としては、A4 の縦、「これまでの経緯（抜粋）」というものがあります。これが一つと、次に、「令和 3 年度地域懇談会について 検討資料」というものが A4 の横であります。この二つが、資料となります。

これまでの経緯につきましては、12 月以降議員になられた方々については、経緯がわからないところがありますので、それを整理したものがなっています。令和元年の地域懇談会、それから、令和 2 年度の地域懇談会、これを実施するための実施要領、検討を 2 月 18 日の全員協議会で決定をしています。これにつきましては、A4 横の資料 2 枚目、見開いていただいた部分、これが、令和 2 年度の安芸高田市議会によ

る地域懇談会実施要領です。これに基づいて令和2年度は実施をしましようとなっていましたけれど、経緯の中の中段に、令和2年3月27日の議会運営委員会で、コロナの状況が厳しい中で令和2年度は中止を決定して、実施をしていませんでした。

それから、令和3年3月17日の議会運営委員会におきまして、令和3年度の地域懇談会について協議をされました。その中では、実施の方向で進めますが、実施時期については、新型コロナウイルスの状況、それからワクチン接種の状況等により判断するということで、現在まで至っています。本年度については、先般の18日の議会運営委員会で協議をいただき、先ほど委員長が報告した内容となっています。

その中でこの検討資料に、令和3年度実施に向けての検討案ということで、出ていますが、基本としては1のワークショップ形式で実施をする。ただ、これから先の状況を見て、コロナウイルスの状況が悪くなれば、また、懇談会形式、それから出張相談形式というような考え方にもなってくるとの説明でした。以上で補足の説明を終わります。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから御意見ございますか。

(意見なし)

ないようですので、地域懇談会についての件は、説明のとおりとさせていただきます。

(異議なし)

異議なしということで、説明のとおりさせていただきます。

(3) 議会運営委員会の傍聴について

○石飛副議長

次に、(3)議会運営委員会の傍聴についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

それでは「議会運営委員会の傍聴について」の追加での説明をさせていただきます。

議会運営委員長の報告の中では協議結果について、議会運営委員会の傍聴に関する運用の取り決めについて、協議を進めるという報告でしたけれど、この協議を進めるにあたって、資料としてつけているのがA4の横での書物の抜粋を付けています。これは「議会運営の実際」という書籍がありますが、これを参考に事務局も、議会運営の進め方について、参考資料として使っているものです。この23巻の中で、左側に、⑨議運の公開ということがあります。議運については、「議会運営の話合いの場ということで、公開する必要はありません。」という文言があります。ただ、そうは言っても公開が必要ではないかというような意見がありますので、公開というのになじまないという理由も付しながら、整理をしていく必要がありますので、こういったものを参考にしながら、市民の方、マスコミについての傍聴の整理をさ

せていただきたいというところの前段として、情報提供をしました。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんから御意見がございますか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で議会運営委員会の傍聴についての件を終了いたします。

(4) 議場・委員会室の改修及び会議の開催について

○石飛副議長

次に、議場・委員会室の改修及び会議の開催についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

それでは、委員会室の改修及び会議の開催についての補足の説明をさせていただきます。議場、それから委員会室は、協議に至った経緯のところでも説明がありました。平成19年にここが建築をされ、それ以降更新がなされていない状況です。したがって、かなりの老朽化があります。ただ、部分的に不具合が出て改修を行ったというところもあるが、基本的には一括して更新をしていく必要が生じています。

ただ、予算的には、資料をつけていますが、議場及び委員会室、委員会、会議システム改修費の見積りで、1番下を見ていただくと、議場と、それからインターネット配信それから委員会室、合わせて7,455万。いうような見積りが出ています。

ただ、これについて、先般の執行部のほうからの中長期計画に関するヒアリングというものがございました。この中長期計画の中で、位置づけをしながら、協議をしてきましたが、やはり予算的なものがあってかなりの課題がありますので、すぐにこれに取りつくということ出来ない状況があります。いわゆる安価に出来ないかというようなところも含めての再協議をしておる状況ですが、この議場改修、それから委員会室の改修について、いろいろと協議は進めていますけれど、委員会室のこのシステムについても、かなり不具合が出ている状況です。

ただ、ここの委員会室については、議会改革の観点からも見て、委員会を外へ発信する、いわゆる YouTube として、発信するようなことにはなっておらず、出来ておりません。ここを改修しながら、外への情報発信も合わせてということになれば、まだまだ、先の話にもなってきます。先般ありました、予算決算常任委員会を議場で行っています。そのときには、情報を外に発信するということは行っていませんが、また、委員会についても、公開をしていこうと協議が進んだ場合、常任委員会の、総務文教常任委員会、それから産業厚生常任委員会に

ついても、議場で行うという協議も必要になってくるというところがございます。

それは情報発信というところから、考えればそういった形にも協議が進む可能性もございます。さらには、ペーパーレス化、タブレットの導入ということも協議が進みますので、そういったことを合わせての話にはなりますが、そういった協議を進めていくというふうなところの、共通認識を持っていただく前段として、今回は話をさせていただいている。

○石飛副議長

ただいまの説明について何か御質問がございますか。

○南澤議員

見積りを拝見すると大変高額だなと思うんですけども。これ、何をどこまでやるような見積りになっているんでしょうか。見積りの中身を少し説明してください。

○森岡事務局長

見積りの中身につきましては、上段の議場改修について、全てのシステム機器、今ある状況のものをまるっきりやりかえるということの見積りが 4970 万。

それから、2 番目にはインターネット配信設備業務とありますが、今は自前の職員がやっておりますインターネット配信を業者委託とした場合に、2 年間これだけかかりますよというものの見積り。

それから 3 の委員会室の改修については、今使っている機器、まるっきりやり替えをすると。カメラもテレビカメラを含めて、やり替えをした場合、2281 万という見積りということです。

○石飛副議長

ほかに質疑はございますか。

○熊高議員

質疑ではないんですが、ここに簡単にペーパーレス化、タブレットの導入ということが書いてありますが、これについては、先ほど災害時の情報のやりとりも含めて I T 化の流れの中で、この改修に含めておりますが、別個にいろいろペーパーレス化ということは検討が必要だと思いますんで、これは先に別段階でも何か検討資料の場をつくっていただきたいというのを、委員会だけでもちょっと話はしましたけども、皆さんの意識を持っていただければということで、要望しておきます。

○石飛副議長

要望として受け止めさせていただきます。

ほかに質疑はございますか。

○先川議員

これは全部単市になるんですか。国の補助事業、総務省とかの補助金的なものは？ 決まったペーパーレスにしても、何か国の方針としていく中で、国の補助金そういうところはないんですか。

○森岡事務局長

現在のところ、一般財源の対応ということしか今のところはないと考えております。いろいろ補助メニューとして議会の関係で、そういった補助がつくというものが、メニューとして見当たらないというの

- が現状ですので、一般財源のみとなっております。
- 先川議員 そうは言ってもいずれやらないといけないというわけで、今やる時期じゃないかもわからんけど、お願ひします。
- 熊高議員 先川議員がおっしゃったこと大事なことなので、コロナの状況の中で執行部がここで教育委員会議をやった経緯もあって、執行部も使う場として利用できるようなことをするということになれば、またちょっと違った面にもあるかわかりませんので、そこらも含めてしっかりと財源確保に執行部と取り組んでいただきたいということを要望しておきます。
- 石飛副議長 ありがとうございます。要望としてお伺いしておきます。
- ほかに御意見はございませんか。
- 南澤議員 委員会の YouTube 配信などですけれども、これは総合的に協議を進めるというのは、どういうふうなスケジュールというか、見通しで進めていくのでしょうか。
- 熊高議員 見通しが立っていないというのが実態なんですけど、さっきの先川議員の意見も含めて、やっぱり予算がないというのが 1 番の大きな要因なんで、そこらをどこまで絞っていけるのか。あるいはどういった工程ができるところからやっていくのか、そういったところからまず協議をするという段階だということで、今のところは議会運営委員会でもそこまでしか進んでないというのが実態です。
- 南澤議員 今、予算の話があったんですが、委員会を議場で行うということも、さきの予算決算常任委員会でしたと思うんですが、あれであれば、特に予算面での措置というのは必要ないかと思うので、合意さえ取れればすぐにでも次の本会議からでもできるようなことではないかなというふうに思うんですが、皆さんのお考えいかがでしょうか。
- 熊高議員 もう既に実施している部分もあるんで。ただそれにしても、システム的にいろいろ課題があるということなんですね。だから、委員会の在り方自体もそうですし休憩をとったりとか、委員会というのはどうしても休憩が長かったりすると、休憩時間に YouTube で生でやったり、そういうところはどうするんかとか、運営そのものにも関わってくるんで、いろいろ検討が必要だろうと。
- だから委員会の在り方をまず、変えるべきところは変えていくということの中で、システムそのものも、併せていくというようなところからスタートするようになると思います。
- 南澤議員 ぜひ今の課題の整理のところからですね、一つ一つ進めていって、市民に開かれた議会につなげていければなというふうに思いますので、皆さんと一緒に進めていきたいなというふうに考えております。課題についてひとつよろしくお願ひします。

○石飛副議長

ほかに御意見はありますでしょうか。

(なし)

ないようでしたら、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定しました。以上で委員会室の改修及び会議の開催についての件を終わります。

(5) 委員会記録の全文作成と公開について

○石飛副議長

続いて、委員会記録の全文作成と公開についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

それでは委員会記録の全文作成と公開についてとして、補足の説明をします。資料としてはカラー刷りにしております。A4縦の「委員会会議録の公開及び委員会中継の状況」というものを見てください。

委員長のほうからもありましたが、現在は、委員会の会議録これについては、要点記録で作成をしています。要点記録でしたら、説明部分を省略して掲載し、それから質疑、答弁についても、訳したもののが内容になっています。こういったことで公開するためには、全文筆記にして、公開のための準備が必要です。ただ現在、そういった作業を進めるに当たっては、職員の負担というのがかなりのものがあります。

参考にしていただきたいのは、この表の中で、委員会の会議録の公開をホームページ等で行っている市というのが、全く行っていないのが江田島市、それから、本市については、予算決算常任委員会の当初予算、それから決算審査の部分のみの公開としているというところで、それ以外の市については、オレンジ色で表示をしていますのが、全委員会を公開している市、それから、水色の部分については、議会運営委員会以外の委員会を公開しているといったところです。そういう形で、江田島市、それから本市以外のところではほぼ公開をされているという状況です。

議会事務局としても、本年度の仕事目標として公開できるような状況にするために、全文記録というところの目標を掲げて今現在はやっていますが、そこのハードルをクリアするためには、やはり昨年度それから本年度も準備をしていますが、会議の音声認識システムというものの導入で、どこまで変わってくるかというところがあります。

ただ音声認識システムの導入についても、現在は議会事務局だけで検討しておりましたが、それを昨今、全庁的に執行部全体として取り組むべき必要があるのではないかという協議が進んでいます。そういった中で、全市的な取組の中で進めていければ、導入に入った場合、全文記録に前進していくものと思っています。

そういう協議を、YouTube の配信とあわせて進めていくと共通認識を持っていただければという前段です。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから御意見ございますか。

(なし)

ないようでしたら、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定しました。以上で委員会記録の全文作成と公開についての件を終了といたします。

(6) 政務活動について

○石飛副議長

次に、政務活動についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

それでは政務活動について、委員長の説明の補足説明をします。資料はA4縦で、「集中対策期間終了後の新型コロナ感染拡大防止対策について」というものが本市の総務部総務課のほうから、10月15日付で出ています。

これの中身につきまして、1の県からの要請事項の中の1番下の段に、政務活動において、現在制限をされているものが先進地視察と、それから外に出ての研修ということになりますが、このことについて、県からの要請事項の中で、他地域との往来に係る感染防止があります。移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域との往来や施設の利用は控えるという文言になっていますが、これが緊急事態宣言下、それから緊急事態が9月30日に終わり、2週間の県の独自対応期間、これが10月14日までとなっていましたが、それが終わった後に出てきたものです。

大体、かなりの緩和がされていますが、大手を振ってコロナ感染がなかった以前の状況まで戻るというものではありません。ただ、気をつけながら、そういう移動をしてくださいというようなところで、一定のガイドラインを明確にしながら、先進地視察・研修について緩和をしていくという方向で申し合せをされてはいかがかといった協議の提案です。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんから御意見ございますか。

○熊高議員

一定のガイドラインを明確にする必要があると、先ほど局長が説明した総務部総務課からの通達に基づいて、ある程度議会としての要約したガイドラインをつくっていただくようにしたいと思うので、その上で、いわゆる政務活動を解禁するということになるということまでは一定の確認をしていますので、それを出していただいて実行することになろうと思います。

○石飛副議長

ただいま議会運営委員長の補足説明がございました。

何か皆さんから御意見ございますか。

(なし)

ないようでしたら、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定しました。以上で政務活動についての件を終わります。

5.その他

○石飛副議長

他の項に入ります。皆様から何かございますか。

○山本（優）議員

先ほど議会広報特別委員長からの報告もございましたが、市長が議会に対する議会の動きについて10月号で出されています。今度11月号でまた議会の動きについて、広報へ載せるような算段をしています。

私が思うに、市長が議会にそこまで関与できる権限はないものと思うが、市長は執行権を持った代表であって、議会は議決権を持った代表ですので、お互いが関与してはいけないというのは基本的なものであろうと思っています。

ですから議会は執行権に対して何も言わないというふうに今までもやってきています。そういう中で、広報にこれだけ市長が議会の動きについて関与してくるということについて、市長に対してではなく市民に対して、議会の見解として、議会に関わるべきではないというような発信をすべきではないかと思うんですが、皆さんの意見をいただきたいと思います。

○石飛副議長

今の説明によると、何か議員間討議のような、皆さんの意見の収集を図りたいというように言われましたが、山本（優）議員は先ほどの説明で、どのように譲ったらよろしいと思われていますか。

○山本（優）議員

議会名で市長に対して、議会にこれ以上関与することはやめてくださいというような、発信をすべきではないかと思うんですが、これは、副議長が言わされたように議員間討議でやるべきかもしれません、私の思いがそういう思いです。

○石飛副議長

取扱いが難しいんですが、議会運営プラス議長が広報紙の編集長ですが、そういった編集長の御意見を伺いたいでしょうか。それとも議員さんの皆さんから意見をいただきたいどちらなんでしょうか。

○山本（優）議員

市長に対して、議会に関する関与し過ぎるということを、申し入れるというような方法が必要ではないかなと私は思うんですが、どうなんでしょうかね。どう思われますか。

○熊高議員

大変難しい課題だと思うんですが、まずあいだつものが出来たことに対して議長はどうに感じておられるか、それがまず知りたいと

いうことと、自治法上の執行権者と議会との関係、これらの関係に照らし合わせてどうなんかというところをまず確認をしないと。

山本（優）議員がおっしゃったようなことを含めて、どうなんかなという感じはみんな持ってるんだと思うんですよ。初めてですからね、ああいう形は。

だから、まずその押さえるべきところを押さえた上で議論をするが、私は議員間討議にはふさわしくないと思うんです。まず自治法上の問題、その辺のこと押さえた上で、こういうことが言えるとか言えないとかいうのがないと、根拠がないですね。その議論する根拠と私は思うんですよ。そういう意味で議長の見解をまずお伺いしたい。

○宍戸議長

私の考えとしては、これ執行権の関係に関わる問題なんです。よって、今、山本（優）議員がおっしゃることも、私はそのとおりだと思います。ただ、これに対して議会として、やめてくださいというふうな申し入れをすることができるのかどうか。そこらがちょっと疑問だと思います。

市民の皆さんから、その広報に対するというか市長に対する批判として公私混同、それから広報の私物化という意見というか、苦情も私も直接聞いています。そういうことからして、議会としてこれに対する申し入れをするというのは大変ちょっと難しい状況にあると思います。

ただ、もしできるならば、できるかどうかわかりませんが、議会だよりの中で、こういうことがありましたが事実とは違いますよとか、実際事実でないことが書かれておる部分もありますので、市民の皆さんに公表するということは考えられないこともないというふうに思います。

よって今、市長に対する申入れっていうのは、先ほど熊高委員長も言われたが、自治法上の問題に絡む重大な問題になるというふうに思いますので、今は戦略的静観、これは児玉史則議員がヒントを与えてくださったんですが、そういうところもいいのかなというふうに思います。

○石飛副議長

ほかに何か。

○武岡議員

10月号に市政の動きということで、6月17日から8月24日までの、ほとんど議会の動きのような形になっとるんですが。とりわけ8月10日及び、8月24日ですか。正副議長定例協議、これに正副議長は欠席という表現がされていると思う。

それで結果としてこの正副議長定例協議というのは、最終的にどういうような整理をされているのか。4者協議はもうしないということで、立ち消えているのか。でないと、ずっとこれ月2回のペースで出

てくると思う。それをまずは整理をされておかないと、あたかも正副議長が、職務怠慢で欠席をしておるというふうに、市民の方はとられてしまうと思うんですね。

それと欠席に至る経過というのは、さっきもありましたが、正副議長の国語力の問題とかに端を発して、席を立たれたというところから来るとるんだろうと思うんです。だから、そこらの事情というのは、市民の方はわからない。なぜそこにそういうふうな形になったのかというのは。だから、そこらのことを市民に、説明するべきなんか。先ほど、いろんな法的なことも含めて、しっかりと明らかにした上で、どうするんかということは当然のことだろうと思うんですが。

要するに一方的な形の中で、正副議長は欠席という扱いになつてるとんで、正副議長がどのように思われるか分かりませんが、きちんと整理をしておく必要があるんだろうと思う。今後においてこの4者協議はもう中止をするんだと。もう廃止というかそういった整理をしておかないと、ずっと欠席・欠席になると思う。そこらのところを、どのように受け止めておられるのか、お聞きをしたいと思う。

○宍戸議長

そもそも4者会議というのは元浜田市長のときから始まったというふうに聞いています。議会からお願いも要請もしているわけではなくて、市長のほうからこの会議をやりたいという思いから始まったというふうに元市長から確認をとっています。よって議会のほうで、そこへ出向くというんじゃないなくて、市長のほうから要請があったという会議で始まっていますし、ですから今回も、法的な根拠のある4者会議ではまずないということ。それから二つ言いましたが、一つは市長のほうから要請があって始まり、もう一つは、法的根拠のある会議ではないということです。

よって、市長のほうから国語力がないというふうな表現をもって、我々議会が行かれないと。国語力のある人のみ来てくださいということをされましたので、私もそこで退席をさせていただいた結果です。

ですから議会のほうからどうのこうのいう問題じや実はないんです。ですからその公文書、広報へ出されないことそのものは、事実ではない。ですから私は個人的な文書で市民の皆さんに後援会だよりとしてお配りした中に、会議が開催されていないという表現で、議会だよりを作つて市民にお配りしています。

そういうことですから、そのことが市民の皆さんに伝わらないというのは、当然、私の議会だよりであるだけじや制限がありますので、先ほど言いました。議会だよりで、もしか書かれるということになると、そういう議会広報特別委員会での議論もされてもいいのかなという思いです。

○武岡議員

今のお話の中で、浜田市長の時からの市長からの要請ということで、始まったということなんで、市長も変わられてそれを継続してきていたと思うんですが、今般のことを継続すべきものかどうか。

それは市長からの要請であって、議会のほうから進んで出るようなものじゃないんですよという整理の仕方でいいのかどうか。その4者協議が、実際に用をなしているかどうか分かりませんが、それであるならばつきりと、今後において4者協議についてもう議会のほうとしてはしないという形を明らかにしておかんと、私はずっと、議会が欠席という形で、市民からすると正副議長は何しよるんかと、とらまえられると思うんですね。ですからそこはやはりきちんと一旦、整理をされとったほうがいいと思う。

○宍戸議長

実は副市長から、議会から会議をやめましょうと言ってくださいという要請があった。ということはどういうことかというと、市長は議会との対話をしたい。ですが、議会はもうやめようという。こういうことに結果的になると思いましたので、現状の今まで今、私の考えではおるという状況です。

ですから、国語力がないということで行かれないという状況だということを、私は継続したほうが議会のためにいいのではないかというふうに思います。

議会からやめましょうって言ったら、議会はもう市長との対話はないという決定をしたというふうに、またいろいろなツイッターなどで、市民の皆さんへ訴えられる恐れがある多分にあると、今思っておるんです。よって、戦略的静観というふうな思いではあります。

ほかに何かございますか。

戦略的静観という言葉を使われたんですけども、静観は、今、そういう判断もありだと思うんですが、いつまでそれを続けるのか、どういう戦略を持って静観をするのか、どういうふうに刀を返していくのかというところの見通しがあれば、お聞かせ願いたい。

○石飛副議長

○南澤議員

○宍戸議長

発想はもともと戦略的静観という言葉は、私は元々なかった。やはり今、市長がとっておられる行動というのは、議会との対立を生むような言動が多い。議会のほうから問題を起こして、対立を仕向けたり仕掛けたりということはこれまで一切ありません。対話をしないという発言も、私はもちろんですが、以前の議長もされていないというふうに思う。

そういうことからして、当面そういう戦略的、話はしたいんだけどそれは今の状況では出来ないということです。あえてただ傍観をしとるだけじゃなくて、いろいろな考えを持った上で、市長との対話が出来ないということなんです。静観をする戦略的静観というふうな、私

が勝手につくった言葉なんんですけど、そういう思いで今おるんです。

大変難しい状況にあると思います。市民の皆さんは、市長と議会が対立しておるというふうに思つておられるんですけど、そこらをどういうふうに市民に伝えるかっていうのは、先ほど武岡議員もおっしゃったように、これから考えていかにやいけんことかなあと思う。手段として広報へ掲載をするということも、一つの手法だと思う。ただ、その広報の掲載する仕方が、どういう文章表現するかっていうのが課題だと思います。

○石飛副議長

○先川議員

ほかに何かございますか。

議長の思いを今、聞かせていただきましたが、私も広報でやられてるんだから、議会だよりの広報で特集でも組んで、あまり文章の云々が難しいんではなしに、まず事実をやらないと。我々が選んだ議長の文書の国語力がないとか、あるいは再議書の中で個人的な名前を出されて。これは人権問題である。

ただ皆さんがあれをオープンにしてるけど、事実を知らない人が多いんですよ。今は議会も議会よのうと。広報の中で出席してないじやないかと言われとる。私の後援会の人もいらっしゃる。

ですから、やはり事実を、先ほど新田委員長がおっしゃった3通りの意見があるとおっしゃったけど、私は特集でも組んで、ここをきつぱりしないと、変に議会と対立したとかしないとかいう問題ではないと思うんですよね。

4者会議をするかせんかというのは、先ほどおっしゃったようなところがあるか知らないけど、そこの根幹が私はもめるとと思うんですよ。例えばね、美術館の廃止の問題とかいうのがぽつぽつと出てくる。大事な話が。なぜそういう4者会議のところで出来ないんだろうかというのありますよ。それもやらないといふんだけど、やはり、その事実関係はいろんな事件、去年からのずっと見たときには、ほとんど手法が一緒なんですね。これでは本当、よくわかってる市民の方はまた反論もありますし、そうでない方は、市長も市長だが、議会も議会よと、こういう意見も多數あるのは事実です。

そうなると、やはり我々も今1年たっていますけれど、事実を広報でそういう示され方をしてるわけだから、特集でも組んで私はこれまでの経過をやるべきだと思うんですよ。それがやっぱり市長との対立軸になると私は思いません。これはやらないと、いつまでももの傷を持ったまま、いくんじゃないかという気がします。

私もぜひ、議長さんが今、議会だよりでのというお話をありました。特集でも組んでこの事実関係を出すべきだと、お願いしたいと思います。

○石飛副議長

ほかに何かございますか。

(なし)

ないようでしたら以上で、その他の項を終わります。

議会事務局のほうよりその他ありますので、よろしくお願ひします。

○森岡事務局長

それでは事務局のほうから、3点ほどお知らせをさせていただけたいと思います。

資料の1番最後につけておりましたけれども、これは、政治分野におけるハラスメント防止研修教材の作成に当たってのハラスメント事例調査についてというので、内閣府の男女共同参画局長名で依頼があったものです。この調査事項ですが、議員自身が議員活動や選挙活動中において、有権者や支援者、議員等から受けた、または見聞きしたハラスメント事例がございましたら、記載してくださいということで、回答に当たっては、本研修教材の作成目的以外に使用することはありません。また、第三者に提供することは一切ございませんと依頼が来ています。回答方法につきましては、配っているものの1番下に、インターネット等に飛びURLがありますが、これを入力してインターネットに入るか、ここにQRコードがありますが、これをスマートフォンで読み取ってその中に入つて回答するかというようなところでです。こういった事例がありましたら、ぜひ御協力くださいということですので、お知らせします。

それから2点目ですが、赤い羽根の共同募金の協力について、社会福祉協議会から依頼があります。控室にその文書を置いていますので、募金の御協力いただける議員がおられたら、事務局のほうにバッチを準備しています。募金と共にバッチを受け取っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目ですが、ちょっと時間がたっていますけれど、8月の終わりに、公益社団法人広島被害者支援センターから、ニュースレターというものが参っています。これにつきましては、今日、この会議が終わった後にはメールボックスに入つておると思いますが、本市の議会議員の皆様全員が、毎年賛助会員になっていただきました。本年度も、その賛助会員として、協力をするということを皆さんが了承していただければ、1団体当たり3万2000円の賛助会費を互助会から出すことになろうと思います。この件について協議をいただくようになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○石飛副議長

それでは、ただいま事務局より説明がありました被害者支援センターの賛助会員として引き続き、議会として加入するということで、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。以上でその他の項を終了し・・・。

○児玉議員

さっきの新田委員長から出ていた広報の3つの案ですよね。どうしようか相談しとつてだから、その中で今の山本（優）議員のほうから、市長と議会との会議の在り方とか、さっき言わわれたようにこれまでの経緯の事実関係どうするなんかとか、ちょっと結論出しどうってあげないと、委員長が困るじゃないですか。

○石飛副議長

他の項を終了しそうになつたんですが、今、児玉議員より、意見をいただきました。新田議会広報委員長から改めて説明をお願いします。

○新田議員

先ほど児玉議員、先川議員からもお話をいただきました。議会広報特別委員会の中でも迷っているし。発行責任者の議長にも御相談申し上げて、事実をきっちり書くっていうところを、国語力って言ったら、何を捉えてまた市長から追及があるのかなというところもあります。議会広報委員会で全部責任とれるのかと言わわれたときに、つらいものがあるなというのが現実です。

ただ、今、議会事務局で控えているあった事実をどう展開していくか。先川議員さん言われたとおりで、特別号を組んで市民の方に正しい理解をしていただく方法をとっていくべきなんか、何もしないんかっていうところがですね、私自身も今、委員長としてはちょっと迷ってるところでありますので、できれば発行責任者議長が、最終的には議長という形になるんですけども。ただ皆さんのが、議会としてどうしていきたいっていう部分の、一定の方向性だけは出していただきたいっていうのが本旨の部分なんです。

議長からも提案があったので、その方向性を指し示していくっていうのは、一つありという理解はしたんですが、先ほど先川議員さんおっしゃったもつと詳しく、対峙しているのではないというの、市民の方にわかりやすく伝えていくことも必要だなっていうのも感じているのも事実なんで、提案いただけたらと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

○石飛副議長

新田議会広報委員長より、はっきりと皆さんの意思決定を決めていただかないと、掲載するかどうか、今のどこ迷っているというところだそうです。はっきりと皆さんの御意見を、改めて議会だよりに、広報あきたかたの市政の動きに対して、違うよという反応部分もあると思いますしほかの部分もあると思いますし、中身の議論じゃなくて、ちょっと市政の動きに対して疑問がある点を掲載したいということですね。

○新田議員

読まれてると思うんですが、10月広報あきたかたに書かれた市政の

動きってのがあるんですけども、それをどのように市民の方理解されるかっていう理解される側という形にはなるんですが、議会としてこういう見解を持つてるとというのが、皆さん統一見解を持っていくっていうのも一つあります。

ただ批判するんではなく、市長がこういうふうに出してるが、議会はこういうふうに認識してると、共通認識として市民の方に聞かれたときはこういうふうに思ってると言えるし。そこらを皆さんにお知恵をいただいて、今後どう展開していくかお聞きしたいと思います。

今、新田委員長が言わされたように、やられたらしいと私は思います。事実で対立する言い方じゃなくて、事実を事実ですから曲げることなく知らせるのは問題ないと思います。その辺はしっかりとやっていただければと願っておきます。

皆さんの意見を、掲載したほうがいいかしないほうがいいか、その辺を皆さんのお見では、・・・。

(「みんなの意見じゃない。口述に基づいた事実を」との声あり)

(「委員長、委員長」と呼ぶ声あり)

掲載するかどうかということで止まつるんでしょ。

議長のほうはもう基本的に事実に基づき、対立している構造ではないということを掲載したらどうなんかというところも提案もいただいているし、ただそれをどういうふうな形で展開していくか、この口述そのまま載せるというのは本当にそれが1番正しい方法だと思うんですが、まとめることも含めて、皆さんの共通認識はどうされたいっていうのも、なかなか16人でまとめていくというのは大変だと思うんですが、できる限りどういう形で例えば載せていくというところも含めていけば。

共通認識というのは、事実を書くのが共通認識だと思う。議長も言われてるし、議長と議会広報特別委員で、ある程度こういう共通認識のパターンをつくってもらって、皆さんがそこで共通認識を持てばいいんじゃないですか。いちいち一人一人が出さず、そういう認識の事実を出すことが共通認識で、共通認識は皆さん持つておられるんで。その部分でもまた皆さん新田委員長が言われるよう、共通認識を持っているんじゃないかなと私は思います。

事実を載せるべきだという先川議員も、ずっと特集をやれと言われると。山本（優）議員、金行議員も事実をということで。これを全員協議会で中身の議論をしても難しく、まとまらないと思うので、議会広報特別委員会に事実を載せていただくということで、皆さん、賛同していただけるかどうか、お諮りしたいと思うんですが、賛同していただきますでしょうか。

○山本（優）議員

○石飛副議長

○新田議員

○金行議員

○石飛副議長

○熊高議員

基本的には賛成です。ただ中途半端な広報では困るんで、特集号でも組んで、先ほどから議論あるような事実を事実としてきちんと伝えるような形にすべきだというふうにそういう認識で賛成です。

○石飛副議長

ほかに何か御意見ございますか。

○児玉議員

私も熊高議員と全く一緒で、軽い言葉で特集みたいなの組まずに、軽く済ますのではなくて、やっぱりしっかりと市民の皆さんに納得できる文章、事実がこうだったなんかというふうにしっかりとその辺が納得できるまとめ方をしていただきたい。今、言われるように対立軸じゃないんで、そこがしっかりと市民の皆さんが読まれて腹に落ちる感じのまとめ方をしていただいて、事実関係をお願いしたいと思う。

○石飛副議長

編集委員長の宍戸議長さんもおっしゃってたように、本当に対立ではないということで、対立軸をあおるような形じゃなくて、市政運営をしっかりとできる議会としての広報紙の掲載をよろしくお願ひしたいということで、皆さんの賛同を得たということでよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。ということで、新田議会広報特別委員長よろしくお願ひします。

○熊高議員

ハラスメントの関係がありましたが、研修会をしっかりとする这样一个ことで、この前からきてると思うんですが、今後のそういう取組については、何か予定を考えておるんですか。アンケートに答えるだけじゃなしに、我々自身が検証していくことで、確認しましたよね。

○森岡事務局長

ハラスメント研修、議会としての独自の研修は、先般も途中の話をしたが、コロナの関係で準備を中断している状況でした。緊急事態宣言も開けて、これから対面の研修も可能になりますので、ウェブ研修も、やぶさかではないという思いを持っていましたが、対面研修に向けて、準備を進めたいと思います。これから取りかかるような状況ですが、そういう考えを持っています。よろしくお願ひします。

○熊高議員

了解しました。もう1点、この間議会運営委員会で議題として出た、経済研究会からの協議の申入れについて、議会運営委員会では、ご対応をするということに決定しましたが、そのことについて、皆さんに周知あるいは報告をどのようにされるのか確認をしたいと思います。

○宍戸議長

皆さんに誤解を与えるような発言は私がしたらいいけんのですが、実は10月7日付で、安芸高田市行政経済研究会会长から議会運営委員会の委員長宛てに議会運営委員会との意見交換会を開催していただきたいということがありました。18日に議会運営委員会が開かれまして、委員長さんを中心に、いろいろな意見というか、話合いがされましたが、

これはもう既に全員協議会で採決したとき反対という意見が多く、会議は意見交換会はしないという決定がされておりましたので、委員会としてもこれはすべきではないということになったわけです。そういうことで、これを議会として、また元へ戻すということは私は考えておりません。会長のほうへ、こういう結果ですということを報告するということで、私は今考えております。

○熊高議員

そういう考えだったんで、皆さんに提出をするということと、文書で来たんで議長名の文書でお答えの返事をするということの確認ができれば結構です。

○石飛副議長

その他、何か意見がありますか。

(意見なし)

ないようですので、その他の最後で。

○森岡事務局長

その他の最後になりますが情報提供で、資料をお配りさせていただいている。これは、10月18日、先般、議会運営委員会があった日ですが、この日に災害復旧対策本部会議の第5回が開かれています。私は議運のほうへ出ていましたので、その場に出席は出来ませんでしたが、第5回の会議の資料をいただいているので、情報提供で写しあはお配りをさせていただきます。御確認をいただければと思います。

○石飛副議長

以上でその他の項を終了します。

6. 議員間討議事項について

○石飛副議長

議員間討議事項についてを議題といたします。議員間での討議が必要な案件がありますでしょうか。

(案件なし)

はい、案件がありませんので、以上をもちまして本日の全員協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

7. 閉会 【11:39】